



狂犬病予防注射はもうお済みですか

生後91日以上を経過した犬を飼っている人は、毎年1度必ず狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

市では、毎年春に定期予防接種(集合注射)を行っていますが、動物病院などで予防接種を受けさせた人は、獣医師が交付した狂犬病予防注射済証(注射の証明書)を市生活環境課まで持参し、注射済票の交付を受けてください。

犬の登録を済ませていない場合は、必ず登録(生涯に1度)をしてください。登録内容(飼い主・住所など)に変更があったときや、犬が死んだときにも市生活環境課への届け出が必要です。

市外から転入したときは、現在お持ちの鑑札を持参してください。交付された鑑札・注射済票は必ず首輪に付けてください。

▽料金(1匹につき)
登録料 3,000円
注射済票交付手数料 550円

※注射料金は含みません

消費生活相談

皆さんは、突然、知らない業者から電話が掛かってきて、しつこく商品を買って来たり、身に覚えのない代金の支払いを求められるのが届いたりした経験はありませんか。これは、被害に遭ったとはいえないか、もしかしたら悪質商法による勧誘しようとしたことに間違いありません。

こうした悪質商法によるトラブルに対し、市では、くらしの相談員さんによる消費生活相談日を次のとおり設けていますので、ぜひご活用ください。

なお、この相談日以外にも市生活環境課では常時相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

▽相談日時・会場
下表のとおり

■問い合わせ先
市生活環境課
☎0869-22-1899

消費生活相談日時・会場

相談日時		相談会場
平成21年	5月21日(木)	午前9時～正午 瀬戸内市役所
	6月1日(月)	
	7月16日(木)	
	8月20日(木)	
	9月17日(木)	
	10月15日(木)	
平成22年	11月19日(木)	
	12月25日(金)	
	1月21日(木)	
	2月18日(木)	
	3月25日(木)	

廃FRP船リサイクル

FRP船とは、FRP(ガラス製繊維強化プラスチック)を材料としている小型船舶(モーターボート、ヨット、漁船など)のことです。

FRP船の廃船にあたっては、最寄りの登録販売店にリサイクルの申し込みを行い、リサイクル料金を支払う必要があります。

▷受付期限 6月16日(火)
▷搬入期間 6月24日(水)～7月8日(水)
(指定引取場所へ)

■問い合わせ先
FRP船リサイクルセンター
☎03-3567-6929

警察安全情報

犯罪捜査活動にご協力を

瀬戸内警察署管内では、昨年侵入盗28件【空き巣12件、忍び込み6件、居空き1件、官公署荒らし1件、学校荒らし1件、事務所荒らし1件、出店荒らし2件、倉庫荒らし3件、その他1件】が発生。市民の皆さんのご協力で、空き巣狙い犯人1人、忍び込み犯人1人、事務所荒らし犯人1人を検挙することができました。

110番通報をお願いします。聞き込み捜査にご協力を。捜査員が皆さんの自宅を訪問するなどして、犯人などについてさまざまな情報を聞いて歩きます(聞き込み捜査)。市民の皆さんの一言が、事件を解決する鍵となる場合があります。

◎犯罪被害に遭われた人の指掌紋の採取、似顔絵作成にご協力を

犯罪現場において残された犯人の指掌紋を選別するため、現場に立ち会っても良かったり、指掌紋を採取(選別後に廃棄)させてもらったりすることがあります。また、犯人などを目撃した人に協力いただき、犯人の似顔絵を作成することがあります。犯人を検挙するため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

◎「事件かな?」と思ったら110番を

知らない人が、勝手に敷地内や家屋内に侵入するなど「おかしいな」と思った場合には、深夜、早朝を問わず、ためらうことなく

110番通報をお願いします。聞き込み捜査にご協力を。捜査員が皆さんの自宅を訪問するなどして、犯人などについてさまざまな情報を聞いて歩きます(聞き込み捜査)。市民の皆さんの一言が、事件を解決する鍵となる場合があります。

町内会で住宅用火災警報器を共同購入!

牛窓町長浜西浦町内会では、消防本部の呼び掛けにより役員会で検討し、住宅用火災警報器の共同購入を決定しました。購入希望と必要個数を役員が手分けして調査。西浦町内会の全81戸に配布し、設置しました。

町内会長の木山昭臣さんは、「既に設置していた世帯は5、6戸しかなく、設置が必要と認識はしていましたが、購入先や必要個数がよく分かりませんでした。独り暮らしや二人暮らしの高齢者世帯が多い地域で、購入や設置に対する不安が大きい状況でしたが、一括購入により安価に購入できたことは、大きな



設置した住宅用火災警報器

メリットでした。高齢者世帯には、役員が設置に回るなどして、地域の防災力の向上と、コミュニティ活動にもつながったと思います」と話していました。

住宅用火災警報器が必要な理由

建物火災による死者のうち、住宅火災による死者は9割を占めています。この死者の大多数は、逃げ遅れによるものです。

火災警報器を設置することで、早期に火災を発見。死傷者の減少につながることから、消防法の一部改正が行われ、一般住宅へも火災警報器の設置が義務付けられました。

欧米においては、早くから義務化されていて、設置率の向上に反比例するように、死者数が減少していることから、住宅用火災警報器の有効性が証明されています。

住宅用火災警報器の早めの設置を

本市では、平成23年5月31日までに設置が必要です。早めの設置をお願いします。

■問い合わせ先
市消防本部予防課
☎0869-22-1333